

西松浦地区合併協議会 議事録

(第九回)

日時：平成17年2月25日

会場：焱の博記念堂 2階会議場

開 会（ 15時 00分 ）

○事務局長（ 福島 清人 ）

皆様こんにちは、定刻になりましたので、只今から第九回の合併協議会を開催させていただきます。会を始めます前に、本日の資料の確認をお願い致します。

資料は本日の会議次第、それと新町建設計画案の修正前と修正後、それに合併協定書の4つでございます。

それでは初めに会長にご挨拶を頂き、引き続き会の進行をよろしくお願い致します。

○会長（ 岩永 正太 ）

皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中にご出席を頂きましてありがとうございます。

さて、この合併協議会も今回で9回目を迎えることになりました。これまで44件の協定項目のうち、新町建設計画のみを残して確認を頂いております。

先日この新町建設計画については、県からの事前協議の了承を頂いたという報告を受けております。

委員の皆さんから新町建設計画案をご了承頂ければ、本日は合併協議の全項目確認という形での最終確認をやりたいと思っております。11月15日に法定協議会を発足いたしましてから3ヶ月間という短い期間でございましたけれども、委員の皆様方には本当に熱心なご協議を賜り、今日にいたりましたことはひとえに委員各位のそれぞれの立場からのご意見とまたご尽力があったからこそと、心から感謝を申し上げるところでございます。

先月下旬から今月中旬にかけて、両町合わせて34の会場で、延べ千人近い住民の方々に対しまして、法定協議会での協議項目等の内容につきまして、ご説明する機会を設けたところでございます。

これからの新町まちづくり計画にあたっては、本当に貴重なまた大事にしていかなければならないようなご意見も頂きました。一方非常に厳しいご意見もありましたけれども、これらにつきましては、新町誕生を期待する住民の皆さんの熱い思いという形で受け止めながら、また誠意を持って取り組んでいかねばならないと思っております。

本日は二つの協議事項があるわけでございますけれども、どうか皆さん方の特段のご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは早速会に入りたいと思いますが、只今の出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、第9回西松浦地区合併協議会を開催させていただきます。

審議に先だち、本日の議事録署名委員と致しまして有田の南委員さんと西有田の久保田委員さんお二人をお願い申し上げたいと思いますがよろしゅうございますか。

それではよろしくお願い致します。

早速議題に入らせて頂きます。

最初は報告第1号、第10回から第11回までの幹事会の会議概要について、江崎幹事長からご報告をお願い致します。

○幹事長（ 江崎 幹夫 ）

それでは1ページをお開き頂きたいと思えます。

第10回、第11回の幹事会における協議等の結果について報告いたします。

平成17年2月16日に第10回、22日に第11回の幹事会を開催し、協議及び調整を行いましたので、西松浦地区合併協議会幹事会規程第6条の規定により報告いたします。

1つ目でございます。第10回幹事会につきまして、

(1) 新町建設計画に対する県の意見等について確認事項でございます。

新町建設計画に対する県の意見に対し協議し、追加すべき項目及び修正すべき文言等について調整、協議し、県へ対応状況を報告することの確認を行いました。

2つ目でございます。第11回幹事会でございます。

(1) 第9回協議会、協議事項について確認事項でございます。

協議事項の新町建設計画の新旧対照表、合併協定書の確認について協議し、提案事項の確認を行いました。

(2) 合併協定書調印式について確認事項、日程調整及び調印式次第等の確認を行ないました。

以上報告を終わります。

○議長（岩永 正太）

はい、ありがとうございました。

只今、江崎幹事長から幹事会概要の報告がありましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

<なし>の声あり

意見もないようですので、幹事会概要の報告については了承されたものと致します。

それでは協議事項に入らせて頂きます。

最初は協議第54号、新町建設計画について事務局から説明をお願いします。

○事務局長（福島 清人）

はい、協議第54号、新町建設計画について次のとおり提案致します。

新町建設計画、新町建設計画は別添「新町建設計画」に定めるとおりとする。なお、この新町建設計画につきましては、新町建設計画検討小委員会の素案を練って頂きまして、委員の皆様からのご意見を踏まえて県へ事前協議という形で提出し、協議を重ねてまいったところでございます。県の意見等を踏まえて修正等あるいは検討を致しております。

内容等について担当より説明致します。

○事務局参事（井上 洋）

それでは新町建設計画の修正内容についてご説明致します。

レジメの3ページをお開きください。

こちらの方に新旧対照表ということで、一番左側の列の方に修正前、中ほどの方に修正後の案と、それで右側の方に修正の理由ということで説明書きを入れております。

修正の理由というところの欄に掲げております理由につきましては、県の協議を踏まえまして、県の方から意見があったもの、また事務局の方で修正が必要なものを整理したという形にしております。

それとあわせまして、別添の資料で新町まちづくり計画修正前の抜粋、それと修正後ということで資料を揃えております。

それでは、説明につきまして、この新旧対照表並びに修正前抜粋という資料をあわせてご覧頂きたいと思っております。

それでは修正前抜粋の方をお開き下さい。17ページでございます。それと新旧対照表の方をあわせてお願いします。

それでは上の方からご説明を致します。

まず17ページでございますけれども、現在の記述でございますが、住民から見た現状評価ということで住民アンケートからの状況などを記載しております。

その中の上から2行目公共機関の利便性・生活排水・汚水処理・商業施設・図書館などのという表現をしてございましたけれども、一つはまず汚水処理に生活排水が含まれるということで、汚水処理に

は生活排水や工場排水などが含まれるということ。

それからアンケートの集計項目、細かい字で申し訳ないんですが、その下のアンケート調査にみる現状評価の中ほどには、「生活排水等処理」という文言で項目としては整理をさせていただいております。

そういった関係もございまして、修正後の案として「生活排水等処理」という用語に改めさせていただきたいというふうに思っております。

それから18ページでございます。

ここには新しい町づくりの課題ということで、有田町の主な課題、西有田町の主な課題ということで現在の長期計画などを基にしまして、課題を抽出しております。

その中の項目と致しまして、有田町の主な課題の中に、定住促進のための生活環境・居住環境の整備、安心とやすらぎの生活環境の整備（下水道整備、交通網整備）ということで記載をしております。

この中の記載が、「生活環境の整備」というものが重複しておりました。それでここを整理したいということで、修正案と致しまして2つをまとめまして、「生活環境・居住環境の整備」ということで整理をさせていただきたいと思っております。

それから27ページの方をお願いします。この下の方でございますが、「共に支えあう健やかなまち」ということで、その中に福祉については、高齢者や障害者が安心して日常生活を送るための、福祉サービスの充実やということで表現をしております。

これに対しまして、県の方から難病患者の方など生活弱者の方が他にもいらっしゃるということで、そこに難病患者なども含めてもらえないだろうかという意見等がございまして、難病患者などの方の、生活弱者の方についても、この欄で含めていきたいということで、高齢者や障害者などということで「など」を加えていきたいというふうに思っております。

それから、次のページ28ページでございます。「安全安心なやすらぎに満ちたまち」という中で、この4行目でございますが、住民の生活を支える道路や上水道などの社会資本の整備はということで、上水道という表現をしておりましたけれども、ここをより適切に「上下水道」という表現に改めたいと。

実はこのもっと少し下の方では、下から6行目ほどですが、住民の生活を支える道路や上下水道ということで、実は下の方では上下水道という表現をしております。

それで、ここは文言の整理をするということで、あわせて上下水道という表現に修正をさせていただきたいということでございます。

それからその下、社会資本の整備については、高齢者や障害者という表現につきましても先ほどの内容と同じように、「高齢者や障害者など」という表現に改めさせていただきたいということでございます。

それからページめくって頂まして38ページ、ここも先ほどと同様でございますが、高齢者や障害者という表現をしておりましたけれども、その他の弱者の方についても対象として含めたいということで、「など」の表現を追加させていただきたいということでございます。

それからレジメの方、新旧対象表の1ページをめくって頂まして、次のページでございます。

40ページの方になりますが、ここで医療体制の整備ということで四角の中でございますが、具体的施策事業ということで、そこに共立病院の施設整備（増改築）という表現をしております。

これにつきまして、増改築という表現がどうかすると、増改築ということで建て増しをすると言うふうな意味とられる可能性もあるということで、現時点ではどこに建設をするかということが決まっていないうこと、それから合併特例債の活用なども含めまして、そういった限定的な表現とならないようにしたいということで括弧書きを取りまして、共立病院の施設整備という表現に、ここは改めさせていただきたいということでございます。

それからページをめくって頂まして、43ページ、上から2行目ほどですが、高齢者や障害者の

ということでここも「など」を加えさせて頂きたいと。

それから下の四角括弧書きの中ですが、具体的施策事業ということで、汚水整備計画という表現をしておりましたけれども、表現的に汚水を整備するというものではなくて、汚水の処理の整備計画であるということで、より適切な表現に改めるということで、「汚水処理整備計画」に文言を改めさせて頂きたいということでございます。

それから次のページ44ページでございます。

ここが内容的に少し県の方から意見等がございまして、盛り込んでほしいということで、内容的に少し加えた部分でございます。

項目として現在消防・防災・防犯体制の充実ということでございましたけれども、新たな項目を追加しますので、ここにつきましては、項目をまず消防・防災・防犯体制等の充実ということで、改めさせて頂きたいということでございます。

それから具体的な内容でございますが、今現在本文の下の2行ほどでございますが、防犯対策については、住民を事件・事故から守るため防犯や交通安全対策を高め、安全で安心して快適な日常生活が送れるまちづくりを推進します。という表現にしております。

それでまず1点目ですが、ひとつ防犯対策についてはということで、ここに防犯と交通安全対策2項目が実は入っております。これについては、防犯対策に交通安全対策は含まれないということで、これを分けて記載をしたいということがまず1点でございます。

それから最近新たに問題となっております国民保護法制や近年問題となっている消費生活トラブルへの対応を明文化するということです。まず国民保護法制につきましては、昨年以来法制度が整備されておまして、現在法律の中では市町村の役割ということで、都道府県と連携して住民の避難誘導それから救援の事務なんかを行うという風に法律上位置付けられてきております。それにとまなましまして、町の方でも新たにそういったものに対する計画を策定するということになっております。

現在、平成17年度に県の方でこういった計画を策定されるということに伴いまして、町村の方では18年度に計画を策定するということで、国の方からは説明があつているということでございます。

それから消費者保護法につきましても、平成16年に法の改正がございまして、従来にまして市町村の方で消費者に対する相談窓口業務の充実ということがうたわれております。

そういったことから、新たに文言等を追加させて頂きたいと言うふうに思っております。

そういうことで文章的にご説明致します。

防犯対策については、住民を犯罪から守るための環境づくりを推進するとともに、住民の自主防犯意識の高揚・啓発に努めます。

それからここが武力攻撃事態等ということでございますが、国民保護法制に対応した文面でございます。武力攻撃事態等においては、住民の安全を確保するため、新町国民保護計画を策定するとともに、国や県、指定地方公共団体などの関係機関と相互に連携協力し、的確かつ迅速な住民保護措置を実施できる体制の構築に努めます。

それから先ほど申し上げた、防犯対策を防犯と交通に分けた部分でございますが、交通安全対策については、地域の交通安全と交通事故防止のため、町民と共同して交通ルールの遵守と交通安全意識の高揚に努めます。また、関係機関・団体とも連携して交通安全対策を推進します。

それから以下が消費生活に関する部分でございますが、さらに、消費生活相談等が増加している中、住民の安全安心な消費生活を確保するため、消費者啓発や相談窓口等の充実を努めます。

以上のように本文を修正したいと思っております。

それから四角の中でございますが、具体的施策事業ということで、ここに18年度から新たに組み込むようになります、新町国民保護計画の策定というものを追加記載をしたいと思っております。

それでこういった計画につきましては、他の色んな分野、福祉でございますとか健康の面でございますとか計画があるわけでございますが、この新町国民保護計画につきましては、新たな事業という

ことで、特に明記をして取り組みについて記載をしたいと考えております。

それからレジメの方、ページをめくっていただきまして、5ページの方でございます。

それから抜粋の方はページをめくって頂きまして、47ページでございます。

農林業の振興というところでございますが、下から2行ほどでございますが、林業については森林が持つ水資源の涵養を生かした「安らぎ」や「潤い」のための利用など、森林の多面的機能を生かした森林整備に努めますということで現在記載をしておりますが、森林の持つ機能と致しまして、水資源の涵養のみでなく、生態系の維持とか景観の保全とか多様な面があるため、表現を一部改めたいということでございます。

修正案でございますが、林業については、森林が持つ水資源の涵養や環境の保全機能などを活かした「安らぎ」や「潤い」のための利用など、森林の持つ多面的機能を活かした森林整備に努めます。という表現に改めさせて頂きたいと。

それから四角の中の具体的施策事業の項目でございますが、現在水源涵養林の整備ということで、漢字で表記をしておりますが、常用漢字に実は涵養という涵がないということで、ひらがな表記に改めたいということでございます。

それから、次のページ52ページでございます。

コミュニティの育成と支援という項目でございますが、この具体的施策事業の中にボランティアの育成というものを掲げております。

これにつきましてボランティアというものが、自発的・主体的に行われるものであるということから色んな事業展開をしますが、あくまで行政としてその支援をやっていくんだということで、ボランティアへの支援ということで、表現を改めさせて頂きたいと思っております。

それからページをめくっていただきまして、53ページでございます。

新町における県事業の推進という項目でございますが、この中の、表の中の項目についてご説明を致します。

まず一番上でございますが、行政情報の積極的な提供ということで、公共ネットワーク整備事業を掲げておりましたけれども、これにつきましては、県の方で16年度で事業が完了するということでこの計画は18年度からということになりますので、この項目については削除をさせて頂きたいということでございます。

それから防災・消防・防犯体制の充実というところでございますが、そこに地すべり対策事業、境界地区を追加させて頂きたいと。これが県の方で平成19年度まで事業が、計画されているということで、県の方から追加記載をしてくれということで話がございましたので、追加をさせて頂きたいということでございます。

それから防災・消防・防犯体制の充実というところでございますが、ここに、ため池等整備事業、穴鹿倉地区・大谷地区・山神谷地区・中川内地区他ということで追加をさせて頂きたいと。

これにつきましては、実はその下の欄でございますが、農林業の振興という欄に現在記載がございます。

それで、このため池等整備事業が農林業の振興だけではなくて、防災面もあるということで、事業目的の中にあるので、そこにも県の方からぜひ追加をしてくれということでございましたので、防災・消防・防犯体制の充実の欄に記載をさせて頂きたいと。

そしてその関係上でございますが、農林業の振興という欄においては、再掲ということで二重書きをしているということで、表現に改めさせて頂きたいと言うふうに思っております。

以上ちょっと駆け足になりましたが、修正箇所について説明をさせて頂きました。

以上でございます。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、只今事務局から説明がありました。これについてご意見やご質問ございませんか。ございませんでしょうか、よろしゅうございますか。

<はい>の声あり

それでは異議がないようでございますので、新町建設計画については原案どおり承認してよろしゅうございますでしょうか。

<はい>の声あり

はい。それでは協議第54号、新町建設計画については原案どおり承認することと致します。小委員会の皆さん大変ご苦労様ございました。

次は協議第55号、合併協定書の確認について事務局より説明をお願いします。

○計画調整班班長（ 川久保 常德 ）

それでは6ページ目になります。協議第55号、合併協定書の確認について、別添のとおり提案するということとなります。次のページ、7ページと別冊の合併協定書の案というものと申し訳ありませんが、同時にご覧いただければと思います。

合併協定書の方、1ページをめくっていただきまして、この合併協定書といいますのは、これまで協議会の中で確認を頂きました協議事項の44項目すべて記載を致しております。

その中で、両町が確認の意味で協定書に調印するといったような内容のものになっております。

若干文言の修正がありますので、申し訳ありませんが修正をさせて頂きたいと思っております。

レジメの方の7ページになりますが、7の、「議会の議員の定数及び任期の取扱い」というところの中で、修正前のところですが、市町村の合併に関する法律としておりましたが、正式には市町村の合併の特例にということで、「特例に」という文言を追加させて頂きたいということです。

それと修正のアンダーラインが入っておりませんが、そのすぐ下の行になりますが、第6条及び7条というふうにしてありますが、7条の前に「第」という文字の追加をお願いしたいと思っております。

次に14項目の「事務組織及び機構の取扱い」のところ、合併協定書の方でいきますと、ちょっとページをうっておりませんが、もう一つめくって頂ければと思います。書き出しのところ、事務組織及び機構の取扱いはというふうにしてありますが、他のところに「取扱いは」と文言を使っておりませんでした。ですので「取扱いは」という文言の削除をしたいということになります。

40番目の下水道事業の取扱いということになりますが、ちょっと2枚ほど協定書の方をめくって頂ければ、40の下水道事業の取扱いのところですが、先ほどの新町の建設計画のところでもありましたように、汚水整備計画というものを、汚水処理整備計画と言うふうには「処理」という文言を付け加えさせて頂きたいと思っております。

以上が修正箇所になります。

合併協定書の方に戻りまして、あと1枚ほどめくって頂きますと、地域審議会の設置に関する協議というようなことで、別添の資料としてここに記載しております。

次のページに調印書ということで、「自治法に基づきます西松浦地区合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する」ということで、両町長の署名・押印を頂くという内容になっております。

後のページが特別立会人としまして、佐賀県の合併支援本部長で、今のところ予定を致しておりますが、そこに署名を頂くと。あとは立会人ということで、協議会委員の皆様方に署名を頂くということで3ページほど掲載を致しているというところになります。

以上が合併協定書の確認ということで、ぜひこの内容にて確認を頂きたいということになります。

以上で終わります。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今事務局から説明がありました。何かご意見やご質問ございませんか。

どうでしょうか、何かございませんか。

ございませんか。

これまでずっと皆さん方と一緒に協議をして参りました項目についての協定ということになると思います。

いいでしょうか。

<はい>の声あり

それでは異議がないようでございますので、合併協定書の確認については承認するというところでよろしゅうございますか。

<はい>の声あり

それでは承認することと致したいと思います。

次はその他に移りたいと思いますが、何か事務局からございませんか。

○事務局長（ 福島 清人 ）

ございません。

○議長（ 岩永 正太 ）

それでは本日予定されていた協議はすべて終わったわけですが、何か委員の皆さんからご意見やご質問ございませんでしょうか。

なければ事務局からなにかあれば。

○事務局長（ 福島 清人 ）

只今、合併協定書の確認をしていただきました。

そういうことで、合併調印式を執り行いたいと思っております。

期日を3月13日、日曜日になりますけど10時30分より、当、焱の博記念堂の文化ホールにおいて開催をしたいと思っております。

委員の皆様方には、おって文書でご案内を差し上げますけれども、委員の皆さん、当日は事前の説明会を行いたいと思っておりますので、9時30分頃までに、ご来場頂ければと思っておりますのでよろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（ 岩永 正太 ）

それでは只今調印式の話がございましたが、委員さん達にはよろしくお願ひします。

昨年の11月から法定協議会をスタートしまして、今日で9回の協議を重ねてきたところでございます。途中かなりの時間を要した案件もございましたが、おかげさまで、今日をもってすべての協議会を終えることが出来ました。これも新しい時代の新しい地域づくりということに対して、皆さん方の真剣な討議の結果であります。心から感謝を申し上げておるところでございます。

また県の市町村課の黒岩課長さん、宮崎副課長さんにおかれましては、さまざまな面からご指導を賜りお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

ここで閉会にあたりまして、篠原町長さんより、閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

○篠原町長

閉会のご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、これまで大変貴重な時間を割いて頂き、ご協議を賜りましたこと、本当にありがとうございました。

先ほど事務局より説明がありましたように、来る3月13日には、委員の皆さんお立会いの下に、岩永西有田町長さんと私との間におきまして、合併協定書への調印という運びになっております。

まさにこの日は両町にとって、一つの記念すべき日になることだろうと考えております。

これから両町で再度色々協議しながら、議会に合併の提案を申し上げる予定としておりますが、両町の議会に対しましても、誠心誠意私ども説明を申し上げまして、議決を頂くという大事な大事な節目がまだ残っております。

今後とも十分意を尽くしまして進めてまいりたいと思っております。

本日はその最終確認となりましたけれども、議会で議決を頂きますならば、この法定協議会は合併前日の平成18年2月28日まで存続するわけでございます。

厳しい議論のやり取りも、またやっとならなければならないようなことも続くわけでございますので、今後におきましても委員の皆さんには、新しいまちづくりに対する熱い思いを持ったものをこの場で議論していただきたく思います。

以上をもって閉会の言葉とさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

○議長（岩永 正太）

今日は寒い中、本当にご協議ありがとうございました。

これで終わりたいと思います。

お疲れ様でした。

閉会（15時 42分）

上記顛末を証するため、下記に証明する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

会議録署名委員
